

【004】 財産権に関する次の記述のうち、妥当なのはどれか。

- 1 財産権は、憲法が直接国民に保障する権利であり、規制不可の権利である。
- 2 財産権は、私人間に対抗関係を認める権利であり、国に対しては権利を主張し、権利を守ることはできない。
- 3 財産権を制限するには、十分かつ客観性のある完全な補償をしなければならない。
- 4 必要な財産については、国は強制徴収を行い制限することができるが、それに見合う相当な補償が必要とされる。
- 5 憲法が保障する財産権とは所有権を意味するが、他の財産権についても、所有権を拡大解釈することで保護が可能である。

【005】 自由権に関する記述として、最も妥当なのはどれか。ただし、争いがある場合には、通説によるものとする。

- 1 自由権は国家権力が侵害してはならない個人の権利であり、20世紀的な人権とされ、「国家への自由」ともいわれる。
- 2 自由権は、その保障する内容から一般的に、「人身の自由」、「経済の自由」の大きく2つに分類される。
- 3 日本国憲法における「居住、移転及び職業選択の自由」は、自由な社会生活を営む基本条件となる権利であるから、「人身の自由」に分類される。
- 4 「表現の自由」は、民主主義の基礎として重要であるため、表現の自由を制約する立法の合憲性は、経済的自由を規制する立法の合憲性よりも、厳しい基準により審査されなければならないとされている。
- 5 「信教の自由」は、大日本帝国憲法の下においても、政教分離が徹底されて自由権として尊重が図られてきたが、大日本帝国憲法には明文の規定が存在せず、日本国憲法において、はじめて明文化された。

【006】 経済の自由に関する記述として最も妥当なのはどれか。

- 1 日本国憲法に明文規定された職業選択の自由は、職業を選択する自由のみならず営業する自由をも含むものとされており、公務員が休日に職務とは無関係の自営業を営むことについて法的な規制はできないものと解されている。
- 2 財産権の不可侵は、私人が保有する財産を自由に管理・処分する権能が国家により奪われたり、制限されたりしてはならないとする原則で、大日本帝国憲法においてはこれに関して規定がなされておらず、日本国憲法によって明文化された。
- 3 日本国憲法に明文規定された契約の自由は、当事者間の力関係に不平等が生ずることのないよう、国家があらかじめ定めた範囲内において当事者が自由に契約を締結し得るという考え方であり、近代資本制社会の基本原則の一つである。
- 4 過失責任主義は、損害の発生につき、故意又は過失がある場合にのみ損害賠償責任を負うとする原則で、個人の自由な活動を保障するものであるが、この原則では十分な被害者救済ができない場合があり、製造物責任法のような無過失責任主義に基づく立法も行われている。
- 5 租税法律主義は、租税の賦課・徴収は必ず法律の根拠に基づき、法律に従って行わなければならないとする近代税制の基本原則の一つであり、課税要件と租税の賦課・徴収の手續を政令・条例に委任することはできないものと解されている。

【004】 4

- 1 公共の福祉による制約が可能
- 2 主張できる
- 3 「相当な」補償
- 5 所有権のみでなく、その他の権利等も含む。

【005】 4

- 1 20世紀的な人権＝「社会権」、国家からの自由
- 2 「精神的自由権」「経済的自由権」「人身の自由」の3つ
- 3 「人身の自由」ではなく「経済的自由権」
- 5 大日本帝国憲法にも明文の規定が存在した

【006】 4

- 1 原則禁止されている
- 2 大日本帝国憲法においても規定されている
- 3 契約の自由に関する明文は存在しない
- 5 政令・条例に委任できる